



事業主の皆様へ

平成29年12月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

年末を迎え、何かとお忙しいことと存じます。
皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、時間外労働等改善助成金、障害者の法定雇用率についてお知らせいたします。

時間外労働等改善助成金 (職場意識改善助成金より改称予定)

残業を減らして休日を増やす中小企業の皆様に、平成30年春より予定されている助成金のお知らせです。時間に余裕があるときにご準備されることをおすすめします。

対象事業主や助成率等については見込みになりますので詳細が決定次第、お知らせさせていただきます。



職場意識改善コース（拡充）

《助成概要》

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成されます。

《対象事業主》

以下の目標を達成した中小事業主

〈年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組〉

- ① 年休の年間平均取得日数を4日以上増加
- ② 月間平均残業時間数を5時間以上削減

〈週所定労働時間を40時間以下とする取組〉

特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること



《助成率、上限額》

〈年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組〉

費用の1/2~3/4を助成、上限100万円

※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には上限額50万円を加算

〈週所定労働時間を40時間以下とする取組〉

費用の3/4を助成、上限50万円

※3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

時間外労働上限設定コース（拡充）

《助成概要》

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成されます。

《対象事業主》

- ① 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間を超える特別条項付き 36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月(単月に複数名が行った場合を含む)行った労働者がいた中小事業主
- ② 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間以下の特別条項付き 36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月(単月に複数名が行った場合を含む)行った労働者がいた中小事業主

《助成率、上限額》

- ・費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

- ・①平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒ 上限150万円

※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合

⇒ 上限額100万円

月60時間を超え月80時間以下・年720時間以下の設定に留まった場合

⇒ 上限額50万円

- ・②平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定

⇒ 上限100万円

- ・③ ①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算

⇒ 4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円

※上限額の合計は200万円まで



【助成対象】上の2コース共通です

就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

詳しくは、リヴル総研にお問い合わせください。

ちょっとしたつぶやき



先日、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定届)を監督署に提出に行ったところ「特別条項なしですね」と受付をされた方に念押しされました。

監督署は、36協定の特別条項に注目しています。

働き方について、いま一度社内でも話し合ってみてください。

冬期賞与の時期です

この時期は冬期賞与を支給される事業所様も多いと思います。冬期賞与の支給がありましたら、年金事務所へ支払届の提出が必要です。当事務所にお知らせ下さい。

トピックス

働き方改革／民間工事に指針浸透／先導的モデル事業を展開／国交省

国土交通省は、2018年度の重点施策の1つに「民間発注工事等における働き方改革の推進」を盛り込みました。「週休2日」モデル工事の実施など、公共分野で積極的な対応が進む中、「先導的モデル事業」の実施など、民間工事への対策強化に乗り出すそうです。

障害者の法定雇用率が引上げ

障害者の法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

留意点① 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ・障害者の雇用促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点② 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります



精神障害者の雇用促進

厚生労働省は、障害者雇用促進法で定めた働く障害者の割合(法定雇用率)の計算方法を見直し、勤務時間が週30時間未満の精神障害者について、これまでの「0.5人分」から「1人分」への引上げを決めました。

精神障害者は体調面を考慮して短時間勤務を選ぶ人が増えており、一層の雇用促進につなげるため企業と障害者団体の双方が引上げを求めています。来年4月から5年間、特例措置として実施されます。

障害者雇用率の数え方

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人→1人に引き上げ※ (雇用されてから3年以内に限る)

※2018年4月から5年間の特例

労災防止に心がけましょう

床に直接、不要なモノを置いていませんか？それは通行や作業の邪魔になっていませんか？年末の大掃除の際に、もう一度配置について考えてみてはいかがでしょうか。



今月のお庭の話

雪が降り始め、本格的に冬シーズンの12月となりました。

ニュースでありました天皇陛下の退位によって、平成が終わると思うと寂しい気持ちでしたが、次はどんな元号になるのか、楽しみでもあります。

平成はバブルなど色々と変化のある時代でしたが、次はどんな時代が来るのでしょうか。

話は変わりまして、リヴルガーデンですが花壇もご覧の通りすっかり白く埋もれ、バラ達も休眠状態になっているので、手入れなどの作業はしばらくお休みしています。

休眠は2月までありますので、それまでに問題なく冬を越して欲しいと思います。



リヴル総研よりお知らせ

弊社の法人番号は6 2100 0500 9373です



1年間お世話になり誠にありがとうございます

よいお年をお迎えください



社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0